

平成 31 年 1 月 29 日

日本国土開発株式会社

代表取締役社長 朝倉 健夫

問合せ先： 03-3403-3311

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「わが社がもっと豊かな社会づくりに貢献する」ことを経営理念としており、この経営理念を実現し社会的責任を果たしていくため、法令等を誠実に遵守するとともに、高い倫理観と良識を持って企業活動を行ってまいります。

顧客、株主、取引先等、すべてのステークホルダーの期待と要求に応え、社会の信頼を確保していくため、コンプライアンス経営を推進し、公正で透明性のある企業経営を実践していくことを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2④：議決権電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳>

当社は、現在、議決権電子行使のプラットフォームの導入や招集通知の英訳を行っていませんが、今後、国内及び海外の機関投資家比率を踏まえて議決権電子行使プラットフォームの導入を、外国人株主比率を踏まえて招集通知の英訳を、それぞれ検討することといたします。

<補充原則3-1②：英語での情報開示・提供>

当社は、現在のところ、英語での情報開示は行っていません。今後、外国人株主比率を踏まえて英語での情報開示の検討を行うことといたします。

<補充原則4-1③：後継者計画>

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定、運用の重要性は認識しておりますが、当社の経営理念及び経営戦略等を踏まえた最高経営責任者の資質の明確化、育成計画の策定及び任意の諮問委員会を活用した後継者計画の運用について、今後、十分に議論を重ねてまいります。

<補充原則4-2①：経営陣の報酬（現金報酬と自社株報酬との割合）>

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、役割・責務に相応の水準とするための役位に応じた月額報酬、単年度業績に連動する役員賞与及び退職慰労金で構成されております。自社株報酬は導入し

ておりませんが、業績連動型株式報酬の導入について検討を行っております。引き続き、当社にとって最適な株式報酬のスキームやその導入時期について検討することといたします。

<補充原則4-3②・4-3③：CEOの選解任>

当社は、任意の諮問委員会が関与する選任及び解任手続き等について、十分に議論を重ね、今後、検討を行ってまいります。

<補充原則4-10①：任意の指名委員会・報酬委員会>

当社は、任意の指名委員会、報酬委員会は設置していませんが、独立社外取締役から、随時、取締役（監査等委員を除く。）の指名、報酬について有用な指摘や提言を得て、取締役（監査等委員を除く。）の人事に反映させることに努めております。当社は、指名、報酬に係る監督機能のさらなる向上のため、任意の指名委員会、報酬委員会を設置することが重要であると認識しており、今後検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-4：政策保有株式>

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、投資先企業との取引関係の維持・強化により中長期的に企業価値の向上を図るという視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

政策保有株式は、毎年度、個別・全銘柄について、中長期的な視野に立った保有意義や資産効率等を検証したうえで、取締役会にて保有の妥当性につき審議いたします。検証においては、各銘柄について、株式の時価と保有に伴う経済的便益との対照等により、資本コストに見合うものか、保有規模が適正か、などを定量的・定性的に精査し、継続保有の意義が認められるか否かを判定いたします。当該検証の結果、保有の意義が薄れた株式については売却により縮減する方針といたします。

また、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、議案内容を精査のうえ、当該政策保有株式の保有目的にも照らしながら、当社及び当該取引先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかの観点等から総合的に判断します。

<原則1-7：関連当事者間の取引>

当社は、関連当事者取引を開始する場合には、「関連当事者取引管理規程」に基づき、複数の独立社外取締役を含む取締役会において、取引の必要性及び取引条件の妥当性を審議したうえで、承認を得ることとしております。また、関連当事者取引を継続する場合にも、取引継続の必要性、条件の妥当性を確認するため、取締役会に定期的に報告することとしております。なお、関連当事者取引を実施した場合、法令等に基づき開示を要する重要性のある取引については、有価証券報告書において開示いたします。

また、当社では、関連当事者取引の該非の調査のため、取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委

員などを対象として、定期的に調査票による確認を行い、取引担当部門は新規取引先審査時に関連当事者の該非を確認する仕組みを構築しております。

<原則 2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金の積立運用が当社従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることがあることを考慮し、資産運用に必要な経験や資質を備えた管理本部・総務部人事グループの人材を運用担当者として配置し、その資質向上のため、継続的に年金運用担当者向けの外部セミナー等を受講する機会を提供しております。また、当社の企業年金は、運用を委託する外部運用機関より利益相反管理の方針について説明を受けるとともに、四半期毎の運用報告時に、スチュワードシップ活動の状況及び議決権行使結果についても報告を受けることにより、当該運用機関のモニタリングを適切に行っております。また、当社の企業年金は受託者責任の観点から、年金加入者である当社従業員にこれらの取組みの概要について社内イントラネットを通じて開示しております。

<原則 3-1：情報開示の充実>

- (i) 経営理念・方針を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
 - ・経営理念・方針 (<https://www.n-kokudo.co.jp/company/rinen.html>)
- (ii) 当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- (iii) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の報酬の決定方針と手続については、本報告書の「Ⅱ. 1. 【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
- (iv) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の選解任の方針と手続については、次のとおりです。
 - 1 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の候補者の指名方針及び選任手続
 - (1) 取締役（監査等委員を除く。）候補者の指名方針
 - 取締役（監査等委員を除く。）候補者は次に定める要件をすべて満たす者とする。
 - 1) 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
 - 2) 全社的な見地で客観的に分析・判断する能力に優れていること
 - 3) 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
 - 4) 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
 - (2) 取締役（監査等委員を除く。）の選任手続
 - 上記（1）の方針に基づく取締役（監査等委員を除く。）候補者を社外取締役及び監査等委員会の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により選任する。

(3) 監査等委員候補者の指名方針

監査等委員候補者は次に定める要件をすべて満たす者とする。

- 1) 上記(1)の1)から4)の各要件を満たすこと
- 2) 会社法第331条第3項に定める事由に該当しないこと

(4) 監査等委員の選任手続

上記(3)の方針に基づく監査等委員候補者を、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案し、株主総会の決議により選任する。

2 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の解任提案方針及び手続

(1) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の解任提案方針

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の職務の遂行に当たり、次に定める要件のいずれかに該当した場合、解任手続の検討を開始する。

- ① 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められる場合
- ② 公序良俗に反する行為を行った場合
- ③ 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- ④ 法令、定款、その他規程に違反し、著しく企業価値を毀損させた場合
- ⑤ 選任基準の各要件を欠くことが明らかになった場合

(2) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の解任手続

上記(1)の方針に定める要件に該当する場合、取締役（監査等委員を除く。）の解任は、社外取締役及び監査等委員会の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により行う。監査等委員の解任は、社外取締役の意見を聴取のうえ取締役会に提案し、株主総会の決議により行う。

(v) 当社の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の候補者の選任理由は、次のとおりです。

1 取締役（監査等委員を除く。）

朝倉 健夫：

朝倉健夫氏は、平成25年8月から代表取締役社長に就任し、当社グループの事業及び会社経営について豊富な経験と幅広い識見を有しております。このような経歴を有する同氏は、能力、見識とも優れており、当社の企業価値のさらなる向上に必要な人物であると考え、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

増成 公男：

増成公男氏は、平成26年に取締役に就任し、経営管理部門の責任者として卓越した専門知識、豊富な業務経験及び実績を兼ね備えており、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

上寫 健司：

上寫健司氏は、平成26年に取締役に就任以降、西日本支社長、その後建築事業本部長を歴任し、

建築事業の責任者としてその豊富な経験を活かして改革を進めており、事業経営及び運営管理に関する知見を有していることにより、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

竹内 友章：

竹内友章氏は一般企業での長年の経験及び実績を備え、平成 29 年に取締役に就任以降、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

曾根 一郎：

曾根一郎氏は平成 28 年に執行役員に就任し、関連事業部長を経て経営企画室長を務めております。中期経営計画を推進しており、豊富な業務経験と事業経営の見識を有していることにより、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

井上 智：

井上智氏は、平成 29 年に執行役員に就任し、3 事業の柱の一つである関連事業を統括し、関連事業の持続的成長の実現に取り組んでおります。豊富な業務経験と事業経営の知見を有していることにより、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

西川 哲夫：

西川哲夫氏は長年に亘る金融機関の勤務経験を有するとともに、企業において代表取締役として経営に携わった経歴を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役（監査等委員を除く。）として選任いたしました。

2 監査等委員

加賀美 喜久：

加賀美喜久氏は、経理に関する豊富な知識を有し、当社の業務に精通していること及び当社の内部監査部門長及び監査役を務めた経験を当社の監査、監督に反映するのみならず、独立役員に対し情報提供を行い、これにより監査等委員会及び取締役会での議論を実質的なものとするため、監査等委員として選任いたしました。

大橋 正春：

大橋正春氏は、最高裁判所裁判官、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を当社の監査、監督に反映するため、社外取締役である監査等委員として選任いたしました。

増澤 章：

増澤章氏は、金融機関及び一般企業における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査、監督に反映するため、社外取締役である監査等委員として選任いたしました。

< 補充原則 4-1 ①：取締役会の決議事項及び取締役会から経営陣への権限委譲範囲 >

当社の取締役会は、取締役会において決議、報告すべき事項を「取締役会規則」に定めており、経営戦略にかかわる事項等は、取締役会において審議のうえ、決議を得ることとしております。取締役会

の決議を要しない事項については、「経営会議規則」「稟議等決裁基準規程」に基づき、事業の執行経験を豊富に有する取締役、執行役員を主なメンバーとする経営会議又は執行役員に適切に決定権限を委譲しており、機動的かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築しております。

<補充原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

社外取締役の独立性判断基準については、本報告書の「Ⅱ. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

<補充原則4-11①：取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方>

当社は、多角的かつ十分な審議を行うため取締役会の多様性を考慮し、上記<原則3-1：情報開示の充実> (iv) の指名方針に基づき、国籍、性別、年齢の区別なく人格、識見、能力等をもとに、当社グループの企業価値向上に貢献できる者を取締役（監査等委員を除く。）又は監査等委員に選任しております。業務執行取締役及び常勤監査等委員については、豊富な業務経験と業務上の専門知識を有することを重視して指名し、社外取締役については、建設業以外での豊富な知識及び経験を有することを重視し、独立性も考慮のうえ指名しております。取締役会の規模については、取締役会での審議を実効的かつ効率的に行うため、定款において取締役（監査等委員を除く。）は10名以内、監査等委員は5名以内と定めております。

<補充原則4-11②：取締役が上場会社役員を兼任する場合の対応>

当社は、取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の候補者の指名に当たり、他の会社の役員兼任状況を確認し、当社における役割・責務を果たすうえで制約を受けるものではないことを確認しております。また、当社の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員が他の会社の役員に就任する場合も、引き続き当社における役割・責務を果たすうえで制約のないことを事前に確認しております。

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の他社役員の兼任状況は、毎年、有価証券報告書に開示しておりますので、ご参照ください。

<補充原則4-11③：取締役会全体の実効性についての分析・評価>

当社の取締役会は、その役割・責務を適切に果たしているかを確認するため、2017年度の実効性評価を次のとおり実施いたしました。

(1) プロセス

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員全員を対象に、取締役会の構成と運営等の5つの項目に関して、5段階のアンケートとフリーコメントを組み合わせた書面による自己評価を行い、当該評価の分析及び評価結果に基づき、取締役会の構成員で意見交換を行いました。なお、本プロセスは、客観性を確保するため、外部機関のサポートを受け実施しております。

(2) 評価結果

当社の取締役会は全体として適切に機能しており、取締役会の実効性は概ね確保できていることが確認されました。一方、任意の指名・報酬諮問委員会の設置、経営陣の業績連動報酬、経営戦略の審議の在り方、新任役員向けのトレーニング、取締役会資料の配布時期等については、各役員から建設的な意見が示されました。

(3) 評価結果に基づく取組み

かかる結果を受け、当社は、新任役員向けトレーニングについて提供メニューの検討や、取締役会審議の一層の充実に向け、取締役会資料の配布時期の検討に着手するとともに、取締役会資料フォーマットの変更を実施いたしました。その他の意見につきましても、企業ステージ等を踏まえ、対応を検討してまいります。

当社は、中長期的な企業価値の向上のため、本年度の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、継続的に取締役会の機能向上に努めてまいります。

<補充原則4-14②：取締役に対するトレーニング方針の開示>

当社は、取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員を対象として（トレーニングの内容により、執行役員も対象とします。）、外部専門家による定期的な研修、社外セミナー、e-ラーニングの提供等により、役員の役割・責務に係る理解を深めるために必要なトレーニングを実施しております。

定期的な研修については、トレーニングの実効性を向上させるため、当社を取り巻く事業環境、コーポレート・ガバナンス体制及び企業ステージ等を踏まえ、トレーニング内容を計画的に選定しております。

また、これらトレーニングに要する費用は、当社が負担しております。

[主なトレーニング提供実績]

- ・取締役の義務と責任、株主代表訴訟、各種ハラスメントの防止、インサイダー取引の防止、コーポレート・ガバナンス対応、IRの役割と情報開示の重要性、監査等委員会監査に係る実務等

<原則5-1：株主との建設的な対話に関する方針>

(1) 当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役経営企画室長が株主との対話を統括し、建設的な対話の実現に努めるものとします。また、実際の株主との対話に際しては、対話の目的等を勘案のうえ、当該取締役の判断等により、対話者を決定するものとします。

(2) 当社は、株主に正確かつ有益な情報開示を行うため、経営企画室と管理本部が連携してIRを担当するとともに、必要に応じ関連部署との情報共有、ミーティングを実施し、有機的に社内連携を図ることで、上記(1)の対話者を補助するものとします。

(3) 当社は、個別面談以外の株主との対話手段として、定期的に決算説明会を開催するほか、当社のホームページにおけるIRページを通じた情報発信を行うものとします。対話手段のさらなる充実化については、株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討するものとします。

(4) 当社は、株主との対話を通じて把握した意見、懸念事項のうち重要なものについて、適宜取締役会に報告することとし、当社グループの企業活動に適切に活用するものとします。

(5) 当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づきインサイダー取引の防止を図るとともに、「適時開示規程」を制定し、公平、迅速かつ適時の情報開示を行うとともに、フェア・ディスクロージャーを徹底するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本国土開発持株会	12,208,000	16.44
株式会社ザイマックス	5,865,000	7.90
みずほ信託銀行株式会社（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）	4,000,000	5.39
株式会社西京銀行	3,500,000	4.71
株式会社三菱UFJ銀行	3,500,000	4.71
アジア航測株式会社	3,189,000	4.29
前田建設工業株式会社	3,000,000	4.04
日本基礎技術株式会社	2,900,000	3.91
三井住友海上火災保険株式会社	2,456,000	3.31
東亜道路工業株式会社	2,195,000	2.96

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	未定
決算期	5月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

直前事業年度における(連結)売上高	1000 億円以上 1 兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 正春	弁護士								○			
増澤 章	他の会社の出身者					△						

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 正春	○	大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所に所属しており、当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。同事務所が当社から収受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去3年間の平均で1千万円未満であり、本報告書の「Ⅱ. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載する当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性を有していると判断しております。	最高裁判所裁判官、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を当社の取締役会の意思決定に対する監督を期待するものです。同氏は、左記のとおり当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
増澤 章	○	増澤章氏は、当社の主要な取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行に平成16年4月まで在籍しておりましたが、退任後相当期間経過していることを踏まえ、と、「主要な取引先、又はその業務執行者」には該当しないと考えられ、本報告書の「Ⅱ. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載する当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、独立性を有して	主に金融の分野で培われた知識と経験を当社の取締役会の意思決定に対する監督を期待するものです。同氏は、左記のとおり当社が定める独立性判断基準に抵触せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

		いと判断しております。	
--	--	-------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>監査等委員会の職務は、内部統制推進室において補助することとしています。内部統制推進室に属する補助使用人は、監査等委員会が指示する業務に優先して従事するものとしております。また、補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保しております。</p>

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査等委員会は、会計監査人から、年間監査計画や各四半期のレビュー結果の報告並びに期末の監査報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図っております。</p> <p>また、監査等委員会は、内部監査部門である内部統制推進室と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画について協議する他、内部監査結果について適時報告を受ける等、緊密な連携を保持しております。</p> <p>監査等委員会、内部統制推進室、会計監査人は、それぞれの間で緊密な連結を保つことにより、監査の有効性と効率性の向上に努めることとしております。</p>
--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準及び次に定める当社の社外取締役の独立性判断基準を踏まえ、社外取締役が勤める法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、選任しております。</p>

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性を客観的に判断するため以下に掲げる基準を定め、原則としていずれも該当しない者は、独立性を有しているものと判断する。

(1) 当社及びその子会社（以下「当社グループ」とする）の業務執行者。（注1）

その就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。但し、その就任の前10年間のいずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。

(2) 当社の現在の主要株主（注2）又は、その業務執行者。

(3) 当社が主要株主となっている法人の業務執行者。

(4) 当社を主要な取引先とする者（注3）又は、その業務執行者。

(5) 当社の主要な取引先である者（注4）又は、その業務執行者。

(6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）、その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体（以下「法人等」とする）である場合には、当該法人等に所属する者）。

(7) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者又は、その業務執行者。

(8) 当社の主要な借入先（注7）又は、その業務執行者。

(9) 当社の業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者。

(10) 過去3年間に於いて、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者。

(11) 上記（1）から（10）までのいずれかに該当する者の近親者。（注8）

(12) その他、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

②前項のいずれかに該当する場合であっても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと実質的に判断され、かつ会社法に定める社外取締役の要件を満たし、当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明及び開示したうえで独立社外取締役として選任することができる。

注1：業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役員、支配人、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：主要株主とは、議決権のある株式のうち10%以上を所有する株主をいう。

注3：当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の当該取引先との取引額が、当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

注5：多額の金銭とは、当社から收受している対価（役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除く）が、過去3年間の平均で1千万円を超える金額又は、当該法人等の総収入の2%を超える金額の何れか

高い方をいう。

注6：多額の寄付とは、直近事業年度において收受した寄付金につき、收受した者が個人の場合は年間1千万円を超える金額を、その者が法人等である場合は、当該法人等の総収入の2%を超える金額をいう。

注7：主要な借入先とは、直近事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名が記載されている者をいう。

注8：近親者とは、二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上への意識を高めることを目的として、連結業績を踏まえた業績連動型の役員賞与を導入しております。

ストック・オプションの付与対象者

当社の取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員、執行役員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対し、今日に至るまでの功績を讃えると共に、業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また取締役の企業価値向上に向けた監督への意識を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年5月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額 211百万円
- ・監査等委員（社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額 10百万円
- ・監査役（社外監査役を除く。）に対する報酬等の総額 2百万円
- ・社外役員に対する報酬等の総額 11百万円

※「取締役支給額」には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額8百万円は含まれておりません。

※当社は、平成29年8月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

※当事業年度末の在籍人員は、取締役7名、監査等委員3名（うち社外取締役2名）であります。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の報酬額の決定方針は、「役員報酬規程」等に基づき、次のとおり定めております。</p> <p>1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額の決定方針</p> <p>（1）方針</p> <p>1）取締役（監査等委員を除く。）の役割・責務に相応の水準とすること</p> <p>2）経営人財の維持・確保に資する体系、水準とすること</p> <p>3）当社の持続的成長の実現のため、企業価値向上のインセンティブとして機能すること</p> <p>（2）報酬体系</p> <p>取締役（監査等委員を除く。）の報酬体系は、上記（1）の方針を踏まえ、月額報酬（基本報酬及びその他報酬）の他、役員賞与及び役員退職慰労金、並びに会社法に定める非金銭報酬とで構成する。</p> <p>（3）決定手続</p> <p>月額報酬及び役員賞与については、あらかじめ株主総会において決議された報酬額の範囲内で、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の意見を確認のうえ、取締役会の決議により決定する。退職慰労金については、株主総会において、退職慰労金算定基準に従い相当額の範囲内で支給する旨の決議を得て、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の意見を確認のうえ、取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 監査等委員の報酬額の決定方針</p> <p>（1）方針</p> <p>1）監査等委員の役割・責務に相応の水準とすること</p> <p>2）経営人財の維持・確保に資する体系、水準とすること</p> <p>（2）報酬体系</p> <p>監査等委員の報酬体系は、上記（1）の方針を踏まえ、監査等委員の職務と責任を考慮して、基本報酬及び会社法に定める非金銭報酬、並びにその他の報酬とする。</p> <p>（3）決定手続</p> <p>月額報酬は、あらかじめ株主総会において決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議で決定する。上記（2）報酬体系と異なる株主総会決議がある時は、それに従う。</p>
--

【社外取締役のサポート体制】

<p>社外取締役に対しては、常勤監査等委員、監査等委員会事務局及び経営企画室がサポートを行っており、取締役会資料の事前配布・説明、監査等委員会監査に係る支援等を行い、必要な情報提供を行っております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 取締役会 >

取締役会は、取締役（監査等委員を除く。）7名及び監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の任期は1年とし、一部の執行役員については、取締役（監査等委員を除く。）が兼務しております。

< 経営会議 >

業務執行に関する個別の経営課題について適時協議するため、取締役・執行役員等によって構成される経営会議を設置し、原則として毎週開催しております。

< 監査等委員会 >

監査等委員会は、3名の監査等委員（うち社外取締役2名）で構成されており、常勤監査等委員1名を選定しております。監査等委員会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席、重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行状況について監査、監督することとしております。

< 内部統制推進委員会・内部統制推進室 >

コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取組むための組織として内部統制推進委員会を設置しております。内部統制推進室は、社長直轄組織として内部統制システムの整備、運用、コンプライアンス活動、リスク管理の推進及び内部監査を実施しております。

< 会計監査の状況 >

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、同監査法人からは、独立監査人としての公正・不偏な立場から監査を受けております。

< 責任限定契約の内容 >

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の社外取締役を含む監査等委員で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の確保や効

率性の向上を図るため、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主による議決権行使上の利便性向上のため、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月であり、株主総会集中日にはあたりません。
電磁的方法による議決権の行使	今後、国内及び海外の機関投資家比率及び個人投資家の利便性等を踏まえて、電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、国内及び海外の機関投資家比率等を踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外の機関投資家比率等を踏まえて、招集通知の英訳を検討してまいります。
その他	株主総会において、事業報告等は、映像とナレーションを用いて説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	決算説明会を定期的で開催していく予定であります。	あり
海外投資家向けに	株主の意見、要望等を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。	なし

定期的説明会を開催	す。	
IR 資料をホームページ掲載	IR 資料（有価証券報告書、四半期報告書等の決算情報及び電子公告の情報等）をホームページに掲載しております。 https://www.n-kokudo.co.jp/ir/index.html	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室及び管理本部に担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立を目的とした「企業倫理行動指針」を定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の一環として、「ISO14001」の認証を 2005 年に取得しました。 ・当社経営理念である「もっと豊かな社会づくりに貢献する」のもと CSR 活動の一環として、国連の定める持続可能な開発目標（SDG s）の達成に取り組んでおります。活動状況は、当社ホームページで公表しております。 https://www.n-kokudo.co.jp/sp/sdgs.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理行動指針」をうけ「適時開示規程」において企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。
その他	当社において、多様化するニーズを的確に捉え、柔軟に対応しつつ新たなことにチャレンジする企業文化の構築が、経営戦略上重要であると考え、2014 年にダイバーシティ基本方針である「Diversity Evolution」を策定しました。この基本方針のもと、従業員の様々なライフステージに合わせた活躍を推進するため、コース転換制度、育児・介護フレックス制度、時短勤務制度等を導入しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。</p>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンス及びリスク管理を運営・推進する。また内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。
- ③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程並びに取締役及び使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役及び使用人への教育・研修を実施する。
- ④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部通報窓口を設置する。
- ⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的実施する。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録及び決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令及び「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。
- ② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。
- ③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役及び使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役及び使用人の職務権限・役割分担及び重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。
- ③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。

④ 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。なお、「経営会議」は原則として毎週開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。

③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。

④ 当社は、子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。

⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期又は臨時に実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。

② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。

③ 上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

④ 監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

② 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要事項を報告する。

③ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。

④ 監査等委員は、当社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に、その説明を求めることができるものとする。

⑤ 監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用又は債務を負担する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど緊密な連携を保持する。

内部統制システムの運用状況の概要は、下記のとおりとなります。

(1) コンプライアンスに関する体制

① 内部統制推進委員会を毎期期初に定期開催するほか、必要に応じて適宜開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認及び今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守の徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。

② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。

③ 法令違反に関する相談・報告を受け付ける内部通報窓口として、内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置しているほか、社外に外部通報窓口を設置しております。また、内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会及び監査等委員会に報告しております。

④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員を対象にeラーニングシステムに

よるコンプライアンス教育を定期的実施しております。

⑤ 新入社員研修のほか、定期的実施される社内研修時にコンプライアンス教育を実施しております。

(2) リスク管理に関する体制

① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定しております。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応することとしております。

② 受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低減に努めております。

③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、役員・社員等の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備しております。

④ 「内部統制推進委員会」の下部組織である「内部統制運営推進部会」を定期的開催し、リスクの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告するものとしております。

⑤ BCP（事業継続計画）を策定し、計画に基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

① 取締役会の開催日について「取締役会年間開催計画」を策定し、予め示すことでスケジュールの確保、資料の事前提出、議案説明を効率的に行える体制を構築しております。

② 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を原則毎週開催し、業務執行に関する個別の経営課題について決議し、また協議したうえで、取締役会に諮る体制を構築しております。

(4) 子会社の経営管理に関する体制

① 子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、管理する体制を構築しております。また、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しております。

② 子会社の役員及び使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署及び子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。

② 監査等委員及び監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室は、本社、各事業所、作業所及び子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的実施して、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応することとしております。

(2) 整備状況

当社は、「企業倫理行動指針」に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、グループ一体で一切の関係を遮断することに取り組んでおります。組織的な対応を推進するため、管理本部総務部を対応担当部署とし、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会等で反社会的勢力関連情報の収集・管理を行うとともに、弁護士等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害の防止に努めております。

また、社内規程において具体的な対応措置を規定するとともに、主管部署の設置、対応マニュアルの整備などの取組みを行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

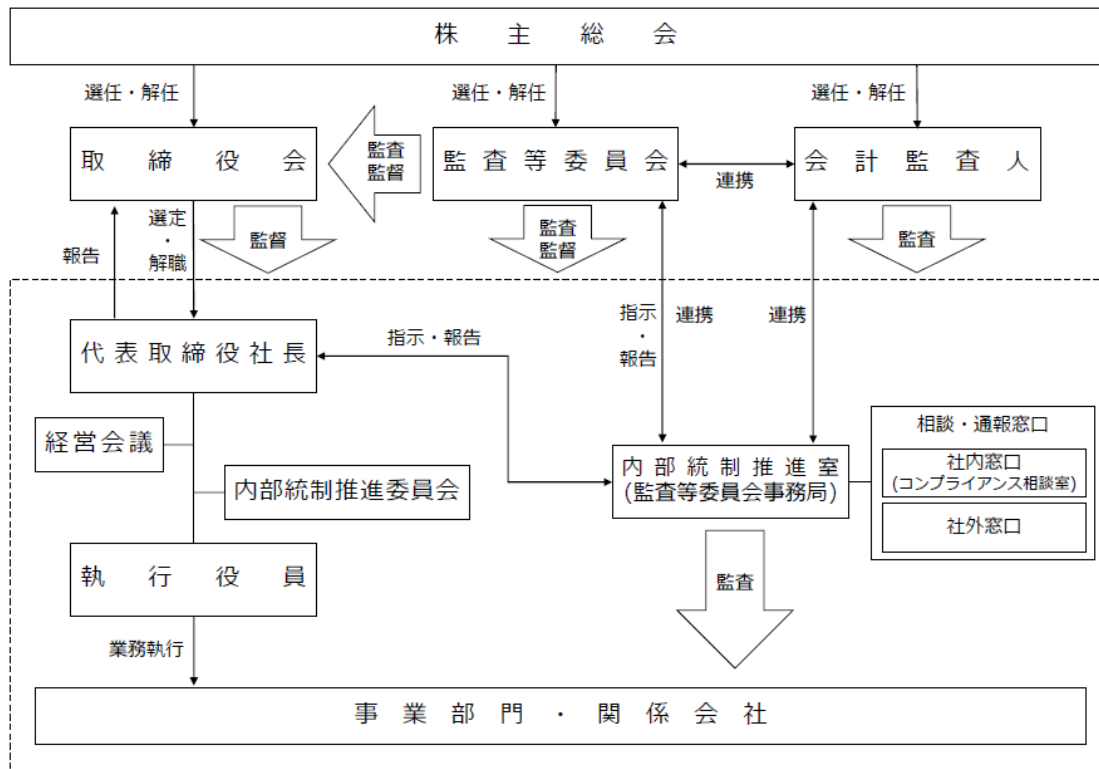
該当項目に関する補足説明

今後も予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

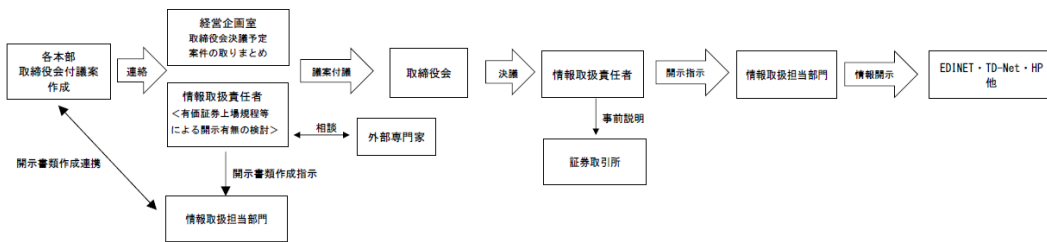
—

【模式図(参考資料)】

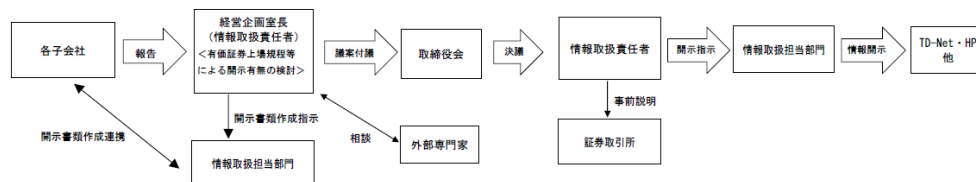


【適時開示体制の概要 (模式図)】

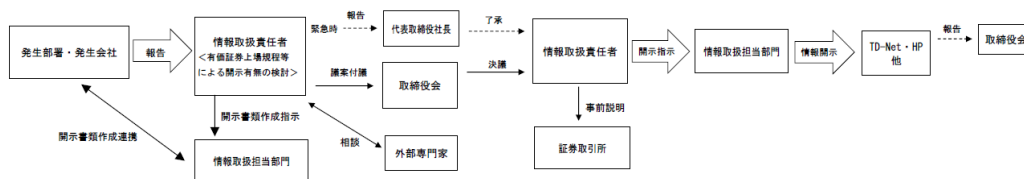
<当社における決定事実、決算に関する情報等>



<子会社 (関係会社管理規程に定める子会社) の決定事実に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実およびその他に関する情報>



以上